

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく上野原市特定事業主行動計画の
実施状況及び女性の職業選択に資する情報の公表

令和8年7月31日公表

上野原市では、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づき特定事業主行動計画を策定・実施しています。

今般、女性活躍推進法第19条第6項に基づき、行動計画の実施状況を以下のとおり取りまとめましたので公表いたします。

あわせて、女性活躍推進法第21条の規定に基づき、女性の職業選択に資する情報を公表いたします。

1. 実施状況の報告

（1）出産・子育てに関すること

【目標】男性職員（一般職・一般行政部門常勤）において、令和7年度までに1週間以上、令和12年度までに2週間以上の育児休業の取得率を85%以上とする。

目標値（令和12年度）	目標設定時（令和6年度）	令和7年度
2週間以上の育児休業取得率	1週間以上の育児休業取得率	2週間以上の育児休業取得率
85%以上	0%	—

※対象者なし

（2）女性の活躍推進に関すること

【目標】令和12年度までに、リーダー級にある職員に占める女性割合を25%以上とする。

目標値（令和12年度）	目標設定時（令和6年度）	令和8年度(4月1日)
25%以上	23.4%	22.2%

※消防職を除く

【目標】令和12年度までに、女性消防吏員の1人以上の採用を目指す。

目標値（令和12年度）	目標設定時 （令和6年度中採用者）	令和7年度中採用者
1人以上	0人	0人

（3）ワークライフバランスの実現に関すること

【目標】令和12年度までに、職員一人あたりの年次有給休暇の年平均取得日数を10日以上とする。

目標値（令和12年度）	目標設定時（令和6年度）	令和7年度
10日以上	8.7日	8.9日

※消防職・派遣職員を除く

2. 女性の職業選択に資する情報の公表

○職員の男女の給与の額の差異（男性の給与に対する女性の給与の割合）（令和7年度）

（1）全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異	
	消防職以外の職員	消防職
任期の定めのない常勤職員	87.9%	94.0%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	76.3%	—%
全職員	57.5%	95.8%

（2）「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

① 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異	
	消防職以外の職員	消防職
本庁部局長・次長相当職	— %	— %
本庁課長相当職	92.6%	— %
本庁課長補佐相当職	— %	— %
本庁係長相当職	93.3%	— %

② 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異	
	消防職以外の職員	消防職
36年以上	78.7%	—
31～35年	89.6%	—
26～30年	85.2%	—
21～25年	75.5%	—
16～20年	101.7%	—
11～15年	98.6%	—
6～10年	98.6%	106.9%
1～5年	101.4%	—

【説明欄】

- ・男女両方又はどちらかに該当職員がいない区分については「—」と記載している。
- ・制度上は職員給与の差異は生じないが、諸手当や男女の構成により差異が生じている。

○管理的地位にある職員に占める女性職員の割合（令和8年4月1日時点）

職員区分	消防職以外の職員	消防職
管理的地位にある職員	16.7%	0%

【説明欄】

- ・管理的地位にある職員とは、課長相当職の職員を指す。

○各役職段階にある職員に占める女性職員の割合（令和8年4月1日時点）

役職段階	消防職以外の職員	消防職
本庁部局長・次長相当職	—	—
本庁課長相当職	16.7%	0%
本庁課長補佐相当職	—	0%
本庁係長相当職	22.2%	0%

【説明欄】

- ・該当職員がいない区分については「—」と記載している。

○採用した職員に占める女性職員の割合（令和8年4月1日採用）

職員区分	消防職以外の職員	消防職
常勤職員	62.5%	0%

○採用試験の受験者の総数に占める女性の割合（令和7年度）

試験区分	消防職以外の職員	消防職
全ての試験	26.0%	7.1%
上級試験	22.0%	—

○職員に占める女性職員の割合（令和8年4月1日時点）

職員区分	消防職以外の職員	消防職
常勤職員	40.9%	3.2%

○男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況（令和7年度）

（１）男女別の育児休業取得率

① 常勤職員

区分	消防職以外の職員	消防職
男性	—	100%
女性	—	—

② 会計年度任用職員

区分	消防職以外の職員	消防職
男性	—	—
女性	—	—

【説明欄】

- ・ 該当職員がいない区分については「—」と記載している。
- ・ 令和7年度中に新たに育児休業が取得可能となった常勤職員（男性／消防職）：3名

（２）男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員				会計年度任用職員			
	消防職以外の職員		消防職		消防職以外の職員		消防職	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
1週間未満	—	—	0%	—	—	—	—	—
1週間以上 2週間未満	—	—	0%	—	—	—	—	—
2週間以上 1月以下	—	—	0%	—	—	—	—	—
1月超 3月以下	—	—	33.3%	—	—	—	—	—
3月超 6月以下	—	—	0%	—	—	—	—	—
6月超 9月以下	—	—	0%	—	—	—	—	—
9月超 12月以下	—	—	66.7%	—	—	—	—	—
12月超 24月以下	—	—	0%	—	—	—	—	—
24月超	—	—	0%	—	—	—	—	—

・該当職員がいない区分については「－」と記載している。

(3) 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率並びに合計取得日数の分布状況（令和7年度）

区分	消防職以外の職員	消防職
配偶者出産休暇取得率	－	100%
育児参加のための休暇の取得率	－	100%
合計取得率	－	100%

【説明欄】

- ・該当職員がいない区分については「－」と記載している。
- ・令和7年度中に配偶者出産休暇が取得可能となった男性職員（消防職）：3名
- ・令和7年度中に育児参加のための休暇が取得可能となった男性職員（消防職）：3名

○管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間（令和7年度）

職員区分	消防職以外の職員		消防職
	内部部局等	内部部局等以外	
管理的地位にある職員以外の職員	11.3 時間 ／月	4.8 時間 ／月	26.1 時間 ／月